

赤穂市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第6号

赤穂市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市介護保険条例施行規則(平成12年赤穂市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「の様式」を削り、「(様式第1号) のとおり」を「によるもの」に改め、同条第2項中「(様式第2号) のとおり」を「によるもの」に改め、同条第3項中「申請書」を「申請」に、「(様式第3号) のとおり」を「によるもの」に改め、同条第4項中「申請書」を「申請」に、「(様式第4号) のとおり」を「によるもの」に改める。

第11条中「又は」を「、第28条第2項、第29条第1項」に改め、「第32条第1項」の次に「、第33条第2項又は第33条の2第1項」を加え、「(様式第5号)」を削る。

第12条第1項中「(様式第6号)」を削り、同条第2項中「第27条第6項」を「第27条第3項」に改め、「(様式第7号)」を削り、同条第3項中「第27条第10項」を「第27条第7項」に、「同条第12項」を「同条第9項」に、「介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書(様式第8号)」を「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」に改め、同条第4項中「第27条第13項」を「第27条第10項」に改め、「(様式第9号)」を削り、同条第5項中「第27条第14項」を「第27条第11項」に、「介護保険要介護認定・要支援認定延期通知書(様式第10号)」を「介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書」に改める。

第14条及び第15条を次のように改める。

(要介護状態区分及び要支援状態区分の変更)

第14条 法第29条第1項の要介護状態区分の変更又は法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更申請は、介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書によるものとする。

2 第12条第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の申請に係る認定について準用する。

3 法第30条第1項前段の要介護状態区分の変更の認定又は法第33条の3第1項前段の要支援状態区分の変更の認定をしたときは、介護保険要介護・要支援状態区分変更通知書により申請者に通知するものとする。

第15条 削除

第18条中「(様式第12号)」を削る。

第19条中「(様式第13号)」を削る。

第20条中「(様式第14号)」を削る。

第21条中「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(様式第15号)」を「介護

保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」に改める。

第22条第1項中「(様式第16号)」を削り、同条第2項中「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（様式第16号の2）」を「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（（看護）小規模多機能型居宅介護）」に改める。

第23条中「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書（様式第17号）」を「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」に改める。

第24条中「介護保険料額決定通知書（様式第18号）」を「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」に、「介護保険料額変更通知書（様式第18号の2）」を「納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」に改める。

第25条第1項中「様式第19号の1」を「様式第1号」に、「様式第19号の2」を「様式第2号」に、「様式第19号の3」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「保険料の減免申請を」を「申請に基づき」に、「介護保険料減免・徴収猶予決定通知書（様式第20号）」を「介護保険料徴収猶予決定通知書又は介護保険料減免決定通知書」に改める。

第27条第1項中「法第60条」を「第60条」に、「規定する」を「規定による」に改め、同条第2項中「介護保険利用者負担額減額・免除申請書（様式第21号）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書」に改め、同条第3項中「介護保険利用者負担減額・免除決定通知書（様式第22号）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書」に改め、同条第4項中「(様式第23号)」を削る。

第29条中「事項」の次に「(前条の様式を除く。)」を加え、同条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(様式)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な様式は地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。

様式第1号から様式第18号の2までを削る。

様式第19号の1中「(様式第19号の1)」を「様式第1号（第25条関係）」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第19号の2中「(様式第19号の2)」を「様式第2号（第25条関係）」に改め、「令和」を削り、同様式を様式第2号とする。

様式第19号の3中「(様式第19号の3)」を「様式第3号（第25条関係）」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第20号から様式第23号までを削る。

付 則

- 1 この規則は、令和8年3月9日から施行する。

- 2 改正前の赤穂市介護保険条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付した介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）、介護保険受給資格証明書及び介護保険利用者負担額減額・免除認定証（以下「介護保険資格者証等」という。）は、それぞれの有効期間が満了するまでの間、改正後の赤穂市介護保険条例施行規則の規定により交付した介護保険資格者証等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。